

昭和 32 年

大阪府民所得
結果書

昭和 34 年 3 月

大阪府総務部統計課

はしがき

府民福祉の向上は、府民経済の発展によってはじめて到達できるものであり、府民経済の発展を講ずる上には府民の経済力や、経済活動の実態をは握することが先決である。

現在、府民経済の実態をは握する方法として、各種の経済指標が用いられているが、これらの指標は限定された部分的なものであるために、府民経済の総合的には握には不充分であるという欠陥をもっている。これを補うためには、府民経済を巨視的観点からは握し、産業構造の変遷、所得分布の変容を探り、合せて府民生活水準の推移を総合的、有機的に解明することが是非とも必要である。

かくて、諸種の財政経済諸施策立案の前に、好個の資料として「府民所得」の必要性が浮び上ってくる。戦後の混乱のうちに、この声をあげた本府民所得推計も、今回で7回目であるが、年とともに認識せられ、関係各位の御理解と相まって利用面においても大きな進歩がみられるにいたった。

今回また、昭和32年府民所得の推計が完了し、ここに公表する運びとなったが、いわゆる地域的分析である府民所得推計は、国民所得推計以上に多くの問題を包含し、とくに関係諸資料の制約もあって、今後に残された研究の余地は大きい。したがって今回も昭和31年と同じく府民個人所得を主とし、その補助系列として、府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人消費支出を推計するにとどめた。各種の施策立案の根拠として、いささかなりとも利用されれば甚だ幸いである。

終りにのぞみ、この報告に必要な資料を提供された各位に厚く感謝の意を表したい。

昭和34年3月

大阪府総務部統計課長 式町正司

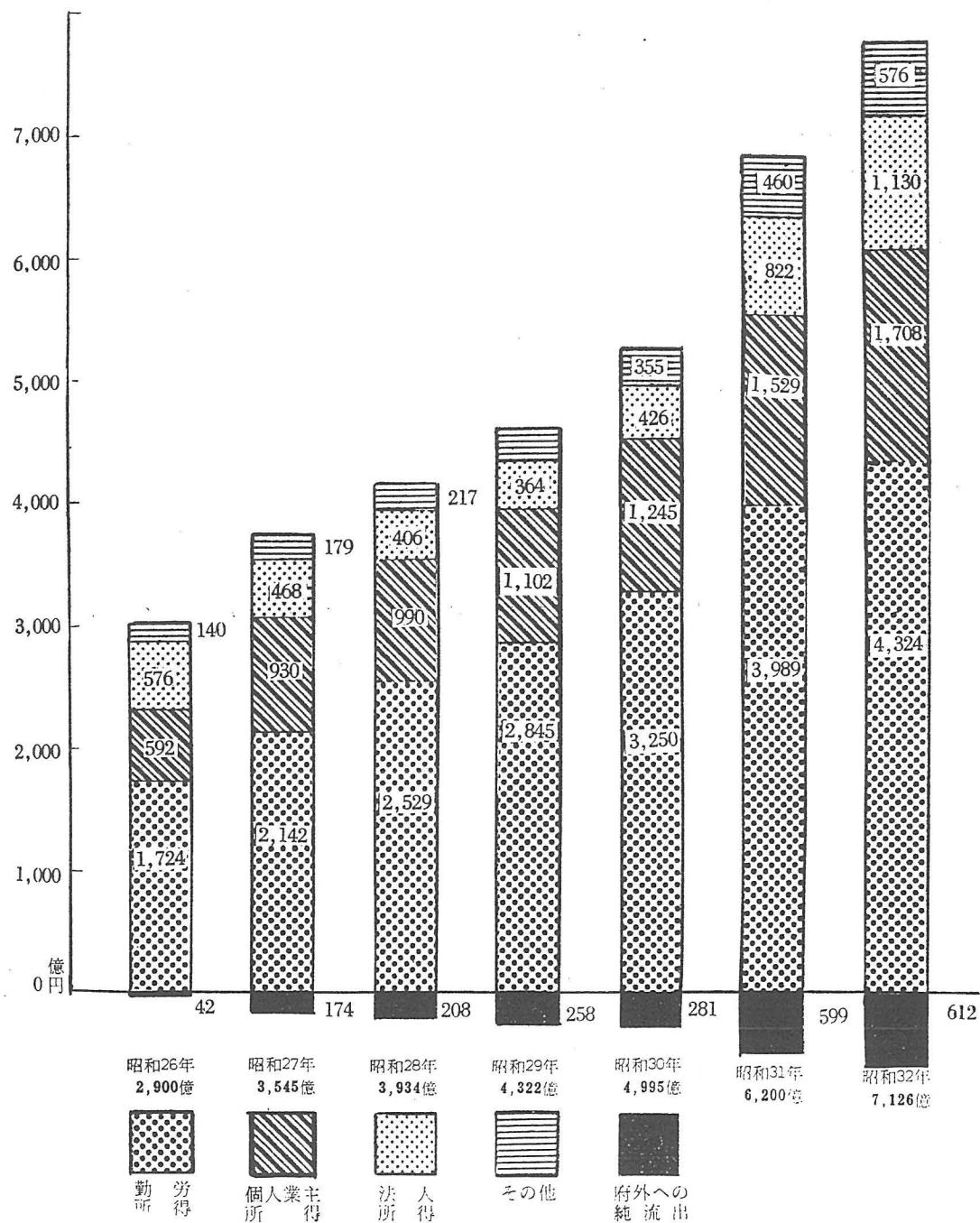
目 次

は し が き

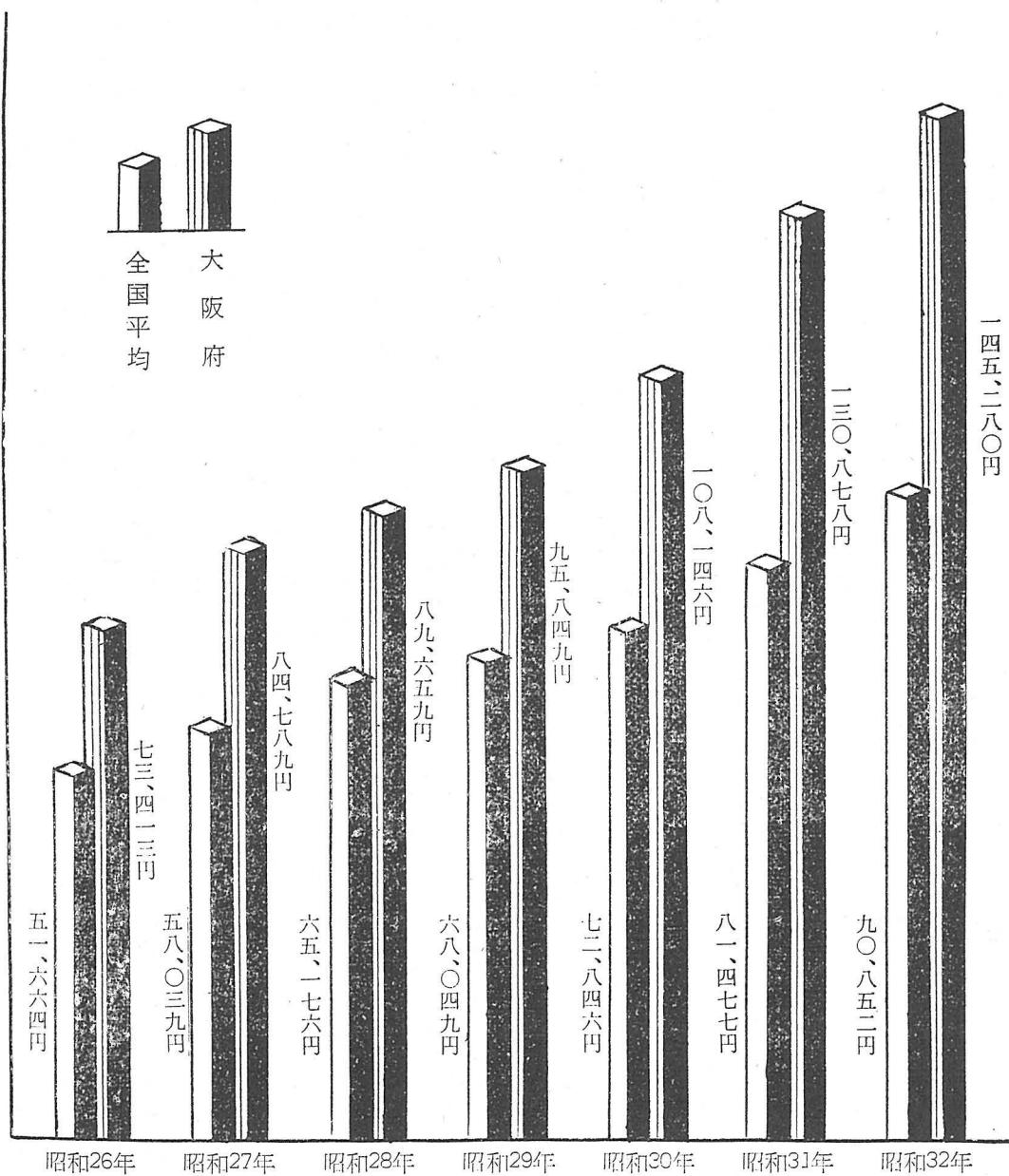
図 表

第 1 章 府民所得の概念.....	1
第 2 章 昭和32年府民所得の概観.....	5
総 括 表.....	12
参 考 表 (昭和31年全国、各都道府県分配所得)	18
第 3 章 推 計 方 法.....	19
明 細 表.....	30

第 1 図 府民分配所得の推移



第2図 1人当たり所得の比較



第1章 府民所得の概念

1. 府民所得の概念（総括）

府民所得は一定の期間内において、府民の経済活動の結果得られた、現金・現物の純収入、あるいはもうけということができる。言葉をかえていうと、府民の経済活動の結果生産された生産物のすべての価値から、機械や道具等の損耗部分や原材料、動力費等を控除してうるところの、当該期間に新たに生産された価値、すなわち生産物の純価値を合計したものを意味する。ここで生産物とは、有形の財貨のみならず、提供された労務や物の効用（例えば、土地や建物等の効用）すなわちサービスもその中に含まれている。しかもそれは、一定の期間内に生産された生産物の純価値の総量を、貨幣価値で評価したものであるから、府民所得は、個人や企業によって新らしく産出された有形の財貨や無形の用役から、経費を差引いた残りを貨幣額で示したものとなる。但し、財貨、用役のうちで反対給付をともなわないところの、他人からの贈物や掠奪品とか埋蔵中の天然資源の効用等の所得や収入は、何ら、生産活動にともなって新らしく附加されるものではないから、府民所得には入らない。

さらに府民所得の考え方には、属地主義と属人主義の二つの立場があり、前者は府民経済の行われる大阪府（地域）という観点にたってみた場合であり、後者は大阪府民（住民）という立場から、それぞれ府民所得をは握しようとするものである。したがって前者によると、府の地域内で生産された社会生産物はすべて府民所得にふくまれ、その生産活動に参加した人が他府県民や外国人であってもかまわないとし、反対に後者は府内に居住している府民が生む所得を府民所得とし、それが生産される地域が府内か府外かを問わない。生産所得は属地主義により、それ以外のものは属人主義によるのが通常である。

ところで、この新しく附加された生産物の純価値を通常生産府民所得と呼ぶが、この生産府民所得は生産に参加した人々に、賃金や利潤としてその働きに応じて分配されなければならず、したがってまた、この分配される面から推計するとき、これが分配府民所得と呼ばれるわけである。さらに分配府民所得は、消費と貯蓄へと流れていくから、分配と同じように支出の面から所得をみると府民支出がえられる。

以上のごとく、府民所得は生産、分配、支出の三面からは握できるのであるが、いずれの所得も同一の価値を異った三つの側面からとらえたものにすぎないから、この三つの価値は等しくなり、これを三面等価の原則と呼んでいる。

次ぎに生産、分配、支出の面からみた「所得」をくわしく述べてみよう。

2. 生産府民所得

生産府民所得というのは循環する府民経済を生産面からとらえたもので、一定期間（通常1ヵ年）に府内の各産業部門において、各種の経済活動の結果、新しく附加された価値を各生産部門別に合計したものである。この場合、附加価値を物的発生主義でとらえるため、他府県に所得として分配されるものも含むが、反面において他府県からの所得で、その所得の源泉地が府外にあるものについては含めないのが原則であり、この際関係を的確には握ることは資料集取の關係で非常にむずかしいとされている。しかしこの受払差額を、発生主義でとらえた生産所得に加えれば、次にのべる分配所得の額と一致する。

（ここで生産という意味は、府民所得の概念のところで述べたとおり、有形の財貨ばかりではなく、各種の物的個人的な用役、すなわちサービスもふくまれるのであり、農林、水産業の第一次産業、鉱、建設、製造業の第二次産業の生産ばかりでなく、卸小売や金融不動産業、公務などの第三次産業のサービスも含まれる。）

これらすべての産業について、総生産額から物的な経費、すなわち原材料、半製品、光熱、動力等及び減価償却費等を控除すれば、求める生産所得をうるわけであるが、本府においては統計資料その他の關係で推計されていない。

3. 分配府民所得

分配府民所得は府民経済の循環を分配面からは握したもので、一定期間内に生産された所得が、その生産に参加した経済活動の主体である府民に、労働や資本や土地提供の対価として、賃金、利潤、利子、地代、家賃等の形でどのように分配されるかを示し、その分配された所得の総額が分配府民所得となるのである。この分配の態様は、個人と企業の生産参与の対価として分配された所得であるが、通常、勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料及び利子所得、法人所得と官公営事業剰余金、府外からの純所得の7項目にわけられる。個人所得が一定期間内に受取った所得を表わすに対して（受取主義）、分配所得はその期間内に生産された財貨用役の対価であれば、たとえその期間内に分配されなくても当然分配所得に算入されるとする（発生主義）ため、通常、個人所得と分配所得は内容を異にし、その所得も異なるものであるが、資料の關係から、実際には勤労所得、個人業主所得、賃貸料・利子所得等は個人所得から転用されている。

したがって、この個人所得によって得た、上記各所得に法人所得、官公事業剰余を加え社会保険料を加算し、県際関係の所得を調整すれば、分配所得はえられることになる。

4. 府民個人所得

個人所得は最も常識的にいわれる所得概念で、各種の統計資料が最も完備し、県際関係も比較的容易に調整できるため、所得の推計にあたっては個人所得から始められるのが通常であるため、本府においてもこの個人所得推計に重点をしづり、補助的系列として府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人消費支出の推計を行うこととした。

それはともかく、個人所得は府内に居住する個人が、一定期間内に民間企業、あるいは政府や地方公共団体等の官公営機関にたいし財貨用役を提供することにより、実際に受取った経常的所得（現金+現物）の合計のことであり、同時に府内に居住する府民個人に実際に支払われたものであるから、生産に寄与する場所が府内であるか否かは問わない。また、実際に受取った所得であるから、現金給与、所得税等は含まれるが、社会保険料は含めないのが一般である。

また、その期間内の経済活動の報しゅうとして受取った所得だけでなく、他の期間の生産寄与に見合うものでその期間内に受取ったものは含まれる（受取主義をとるため）し、官公庁等からの振替所得も、社会保険料を差引くかわりに個人所得に含められるが、個人相互間の単なる所得の移転や収入は、経済活動によるものでないから含まれない。

かくして、個人所得は勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、個人配当所得、振替所得の6項目にわけて、経済活動に従事した対価として府内外を問わず、実際に受取った経常的所得の総計であると定義できる。

5. 産業別府民個人所得

これは府民個人所得の主体を産業別に分類した場合の所得で、府民個人所得推計の途中で用いられる産業別区分に従い、個人所得と同じものを産業別に組替えればつくられるため、推計には問題の少いところであるが、個人所得が各種産業のいかなる貢献によってもたらされたものか、経済活動の成果を産業分類別に考慮するためにも必要不可欠のものであろう。

6. 府民個人支出

府民個人支出は府民個人所得が、消費支出や個人税、個人の貯蓄として実際どのように処分されるかその態様を示すもので、それは個人消費支出と個人税及び税外負担、府外からの純送金、

個人貯蓄の4項目により推計される。また、個人所得は消費と貯蓄に充当され尽すはずであり、したがって個人所得は個人支出と理論的に一致しなければならない。

しかしながら、推計にあたっては資料の制約などで必ずしも一致しないため、個人貯蓄項目中に「誤差と脱漏」の項を設け、個人所得と個人支出をバランスさせている。

また、個人所得には現物給与や帰属利子などのように、現実に貨幣取引が行われないものも含められているため、バランスさせるにはそれらに見合う現物消費や、帰属サービス等をふくめねばならない。また、先にあげた「府外からの純送金」は、府内に居住するものと府外に居住するものとの受払差額のことで、府内に居住する個人相互間の贈与や、その他の移転的支出は本府における支出に影響がないが、府内外の交流は相殺されないため計上されねばならないわけである。

なお、個人所得（個人支出）から個人税及び税外負担を差引いた残りを個人可処分所得といい、それは府民消費性向を示すものである。

第2章 昭和32年府民所得の概観

1. 総括

昭和31年後半からはじまった好況は32年5月までで終り、その後は金融引締めもあって、急速に景気は下向に転じたのである。このため、32年の府民所得は7,126億で前年の6,200億に比べると、14.9%の増加であるが、（この所得の増加は、物価の変動を考慮した実質額でみると12.0%の増加である。）31年の24.1%の伸びに比較すれば、相当小巾にとまり、30年の15.6%よりも小さくなっている。

このため、府民所得は30年、31年にはそれぞれ全国の2倍以上にも達する成長率を示したもの、32年は全国の成長率より僅かに上回った程度で、32年の不況が本府経済にとってかなり顕著であったことを伺い知ることが出来る。（附表1参照）

このように、府民所得の伸びが鈍かった理由としては、いうまでもなく金融引締等による景気の低下乃至沈滞が考えられるが、そのほかに『神武景気』に際し非常な勢いで増加した設備投資の負担が、不況にあって生産費用の相対的増加を誘発し、いきおい所得の伸びを小さくしたこと考へられるのである。ともかく、この結果府民1人当たりの所得も前年の21.0%という未曾有の伸びに比べると11.0%の低率に止まっている。しかし、金額の上からみると昨年の13万1千円よりさらに約1万円増えて14万5千円になり、全国平均の9万1千円よりはるかに多く、府民生活は大都会にふさわしい生活水準の基盤の上に充実されつつあるといえる。（附表2参照）

附表1. 全国と大阪府の所得並びに成長比較

	全 国		大 阪	
	所 得	率	所 得	率
昭 和 27 年	4,959.0 ^{10億円}	14.1 %	3,545 ^{億円}	22.2 %
28 年	5,647.0	13.9	3,934	11.0
29 年	5,984.4	6.0	4,322	9.9
30 年	6,482.7	8.3	4,995	15.6
31 年	7,330.9	13.1	6,200	24.1
32 年	8,252.0	12.6	7,126	14.9

（注）数字は歴年比較である。

附表 2. 全国と大阪府の1人当たり所得比較

	全 国 平 均	大 阪 府	大 阪 全 国
昭 和 26 年	51,664	73,413	142.1
27 年	58,039	84,789	146.1
28 年	65,176	89,659	137.6
29 年	68,049	95,849	140.9
30 年	72,846	108,146	148.5
31 年	81,477	130,878	160.6
32 年	90,852	145,280	160.0

2. 府民分配所得

32年の府民所得が7,126億円を教え前年より14.9%増を示したことは前述したが、第3表に見るとおり所得項目別には必ずしも一齊な伸びを示していない。いまそれを概観すると、勤労所得は4,324億で8.4%、個人業主所得は1,708億で11.7%の伸びを示し、所得総額の伸びに比べると小さくなっている。

これに反して、法人所得は37.5%伸びて、前年の92.9%には及ばないが、32年中最も成長の大きかった項目となっている。ついで個人利子所得、個人賃貸料所得がそれぞれほぼ20~30%台の成長率をマークしている。そのほかでは公営事業剰余金が対前年比81.9%となり、昨年より所得額が少なくなっていることが目立った傾向といえよう。

勤労所得は全体の60.7%を占め、所得の大半はこの勤労所得によって形成されているが、この伸びは8.4%と僅かな伸びに止まっている。そして、この伸びのほとんどは定期昇給等の自然増加によってもたらされているようだ。

個人業主所得は勤労所得とならんで低く11.7%の伸びにとどまり、前年の好況時に示した22.8%に比べ半分までに低下しており、景気の浮沈に個人業主所得も大きく変動したことを見えていている。

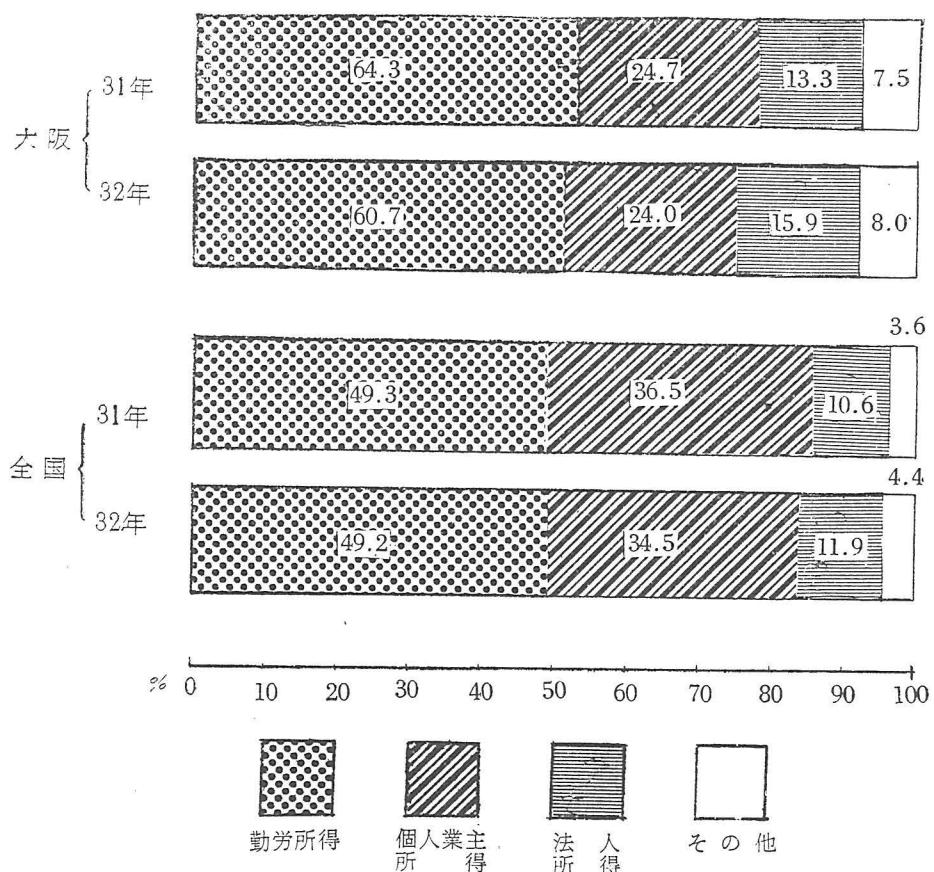
それに引換え、法人所得は37.5%と不況のわりには高い伸びを示し、総所得中にしめる比率も前年の13.3%から15.9%にあがり、全国のこの部門の伸びである27.1%よりも高く、本府法人企業は32年の不況のなかにおいても、他に比べ若干優位のうちに終ったものといえる。しかしながら、前年に示した92.9%よりはるかに低く、個人業主所得とともに不況の影響を直接大きくうけていることを物語っている。

そのため、個人配当所得の伸びも27.3%になり、前年の61.8%に比べると、これまた相当低く、ことに法人留保は234.0%から僅か19.6%の伸びに下っている。

公営事業剰金については、81.9%と逆に絶対数が下っているが、これは金額が少いえに、諸種の資材の買付による費用の増嵩等にその理由があろう。

個人賃貸料所得、個人利子所得は、共に20~30%の成長をみせ、その伸びもさ程かわっていない。個人賃貸料所得の伸びについては、家賃（地代を含む）の高くなつたこと、また家賃が生ずるものである建築物そのもの増加もあってたらされたものであり、個人利子所得については、郵便貯金利子などを除いて一般に金融利子が伸びていること、つまり31年来の好景気が32年5月まで続いたため、その間の預貯金の増加したこと等によるものといえよう。

第1図 全国と大阪府の分配所得の構成比較



(注) 構成比の合計と100%との差は府外（海外）からの純所得

3. 府民個人所得

府民個人所得は府民分配所得の項目から法人所得、官公事業剰余金等を差し引き、振替所得等

を加えればよいわけであるが、注意すべきことは府民分配所得は府民が生産にあずかった結果受けられるべき所得であるのに対し、府民個人所得は32年中に直接府民が受取った所得であることがある。ここでは分配府民所得の項での説明と重複しない範囲内で、産業別に述べることにする。

まず勤労及び個人業所得についてみると、農林水産業は前年に比べ96.7%で昨年より若干下廻っているが、これは本府産業のうちでしめる割合も3.5%と小さく、また農業については農家数が減少しており、水産業についても季節的な影響で年々変化があり、ただ林業については住宅建設の促進にともない所得も若干ふえていることを述べるに止める。

農林水産業以外の産業については、前述のとおり勤労及び個人業主の所得は低調であったが、府民個人所得総額についても平均して伸びは10.2%に止まり、前述の法人所得等の伸びに比べると小さいものとなっている。

そのうち目だった傾向として、建設業が製造業と共に前年以上の成長率を示していること、また反面では卸小売、金融保険不動産業、サービス業が低調であったことがあげられる。

まず、建設業は278億で、前年には6.1%の伸びであったものが、32年には38.8%と不況にもかかわらず成長率は、かえって大きくなっている。

製造業についても僅かではあるが前年を上廻り、15%台の増加でしかもこの部門は絶対量も大きく、全体の37.6%を占める1,884億であり、経営基盤は最も近代化しているものと考えられ、32年中を総体的にみてさほどまで変化をうけていない。

それに反し、卸小売は31年が消費景気の波にのって前年には21.5%と伸びていたものが、32年には10.5%に下って一般の消费需求の低下を物語っている。（全体の25.3%、1,267億）

そればかりか金融保険、不動産業については、前年よりも絶対額が減少している状況である。これは所得額が全体の4.1%に過ぎないため、多少の変化が大きく率をかえることも考えられるが、景気そのものの性格が投資ブームによっており、この種のブームの性格として変動が非常に激しいこともある、前年に異常なまで（75.9%）に伸びているため、かえってその逆調に当つては反対に極端な減少傾向をたどったものと考えられ、各産業中まさに好不況の先端を行く感が深い。

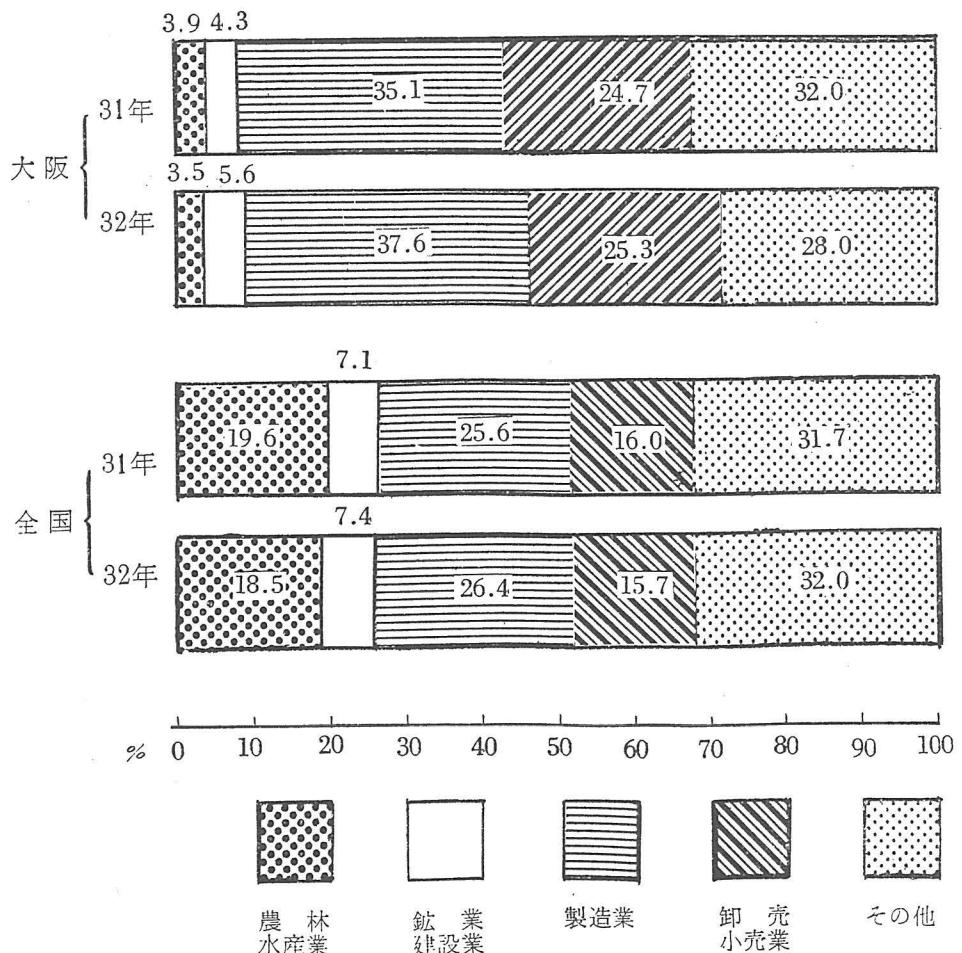
サービス業については、勤労所得はともかく、個人業主所得が影響をうけ、引いては府民の日々の生活が、31年にくらべ相当きりつめられたことを物語っている。

最後に振替所得項目についてみると（この項目については産業別区分がはっきりしないため、産業別府民個人所得には便宜上その他の項目に入れている）各種保険給付、社会保障費、恩給そ

の他いずれも一般に伸びており、とくにそのうち、不況の影響にもよるが、失業保険金、労災保険金がそれぞれ49.2%、24.2%と伸びているのが目立っている。（第21表参照）

いずれにしても、31年に示したこの種項目の伸びより32年の方が大きく（総額で6.3%から14.7%になっている。）経済界の不振による社会保障関係費の増加を物語るものといえよう。

第2図 全国と大阪府の産業別所得構成比較



（注） 大阪府分は勤労及び個人業主所得のみの比率である。

4. 府民個人支出

府民個人支出はこの32年中にいかに府民個々人が、支出したかを示すものであるが、この項目は直接私生活の態様をあらわすものである。したがって、この種の支出項目のバラエティは、側面的には府民個々人の民生安定の指標となるものである。

いまこれを概観すると、個人可処分所得（支出総額から税金等を差引いて求められる、いわばこの年中にもうけられたものの中でつかいうる金額の総計を表す。）は5,562億で前年に比べ12.0%の伸びで、前年の16.9%より低いことは、個人所得額そのものが、少なかつたため致し方ない。

つぎに実際の生活支出はどうなっているか、個人消費支出をみると総額で3,970億で前年に比べ14.6%となっており、前年の増加率とかわりない増加をみせて、不況のうちにも府民の生活はかなり潤沢になっていることがうかがえるのである。

そのうち飲食費が1750億で14.0%の伸び、被服費が440億で9.9%、光熱費が180億で5.6%、住居費が437億で15.5%、雑費が1162億で18.7%の伸びとなっているが、多少資料の関係で問題もあるが、前年に比べ住居費の伸びはかわっていないが、被服費は前年41.7%と伸びていたものが32年には9.9%に止まっている。これは、いうまでもなく住居費の増嵩は差しつけられた支出としてやむをえないとしても、被服費等についてはなるべく差し控えようとする気持の現れであろう。

また個人貯蓄の項目は個人所得が一時的な消費支出等にむけられるものを除いたもので、そのうち、個人業主の純投資は260億で前年に比べ9.4%の伸びをしめしているが、預貯金は929億で前年対比93.8%とかえって絶対額が下がっている状況である。

この預貯金增加の項目が減少しているのは、いうまでもなく所得の減少に伴う余剰金の低下をあらわすものであろう。ついで直接証券投資は329億を数え、71.6%という前年の高い伸びに比べ、2.1%となり、投資ブームの終息を如実に示している。

最後に、住宅建設が242億で79.3%と前年の倍近くになって、しかも他の項目に比べ群を抜いているが、これは経済が活況を呈した当時に示した投資熱が、不況のおとずれとともに、定常的な収入源である住宅の投資にふりむけられてきたことにもよるが、やはり31年来の好況による収入増を契機に、住宅難克服への各自の努力が32年にも持ち越されたためと思われる。

第3表 全国と大阪府の1人当たり個人消費支出比較

	全 国 平 均	大 阪 府	大 阪 / 全 国
昭 和 26 年	34,025 円	39,422	115.9 %
27 年	41,097	48,915	119.0
28 年	48,670	56,493	116.1
29 年	53,077	61,938	116.7
30 年	55,884	65,537	117.3
31 年	59,404	73,111	123.1
32 年	63,652	80,938	127.2

第3図 全国と大阪府の個人支出構成比較

